

一票が築く明日の大分県



大分県知事・県議会議員選挙

◇投票日 4月7日（日）

玖珠町議会議員選挙

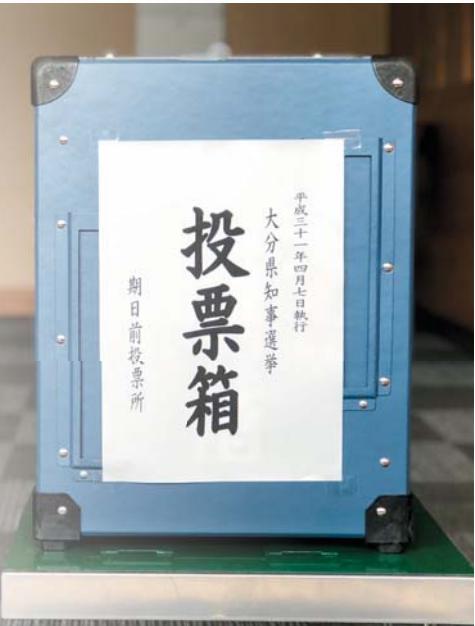
◇投票日 4月21日（日）

今回の選挙は、4年に1度行われる統一地方選挙で、私たちの代表者を選ぶ大切な機会です。

私たち一人ひとりの声を県政や町政に反映させるため、必ず投票しましょう。

投票時間は午前7時から午後7時（一部の投票所は午後5時）までです。

各投票所の場所は次のページの一覧表をご覧ください。



それぞれの選挙の基準日から起算して、玖珠町に引き続き3か月以上住んでいる方、満18歳以上の方で、選挙人名簿に登録されている方

※ 大分県知事・県議会議員選挙は、県内の市町村から玖珠町に転入した方で、いまだ3か月を経過していない方でも、前住所地など（旧住所地）の選挙人名簿に登録されていれば、旧住所地で投票ができます。

この場合には、引き続き大分県内に住所を有することの確認を受けるか、市町村長が発行する証明書の提示が必要となります。

証明書とは、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」で、いずれかの市町村で交付を受けることができます。

投票所入場整理券について

「投票所入場券」は、はがきで郵送します。投票の際に持参していただくとスムーズに受付を行うことができて、便利です。なお、お持ちでない場合でも、投票できますので、受付でお申し出ください。

投票用紙の記入方法について

投票用紙の記入方法は2種類あります。投票の方法に注意してください。

大分県知事選挙

《記号式投票》

必ず投票所に備え付けの器具（スタンパー）を使って、投票しようとする候補者氏名の上の「○をつける欄」に○印を押してください。

大分県議会議員選挙・玖珠町議会議員選挙

《自書式投票》

投票用紙に、はっきりと候補者の氏名を書いてください。

※ただし、期日前投票・不在者投票では、全て自書式投票となります。

未来をつくる
あなたの一票大切に



期日前投票

投票日に、投票に行けない方は、期日前投票ができます。

◎期間 大分県知事選挙
3月22日（金）～4月6日（土）
県議会議員選挙
3月30日（土）～4月6日（土）
町議会議員選挙
4月17日（水）～4月20日（土）
◎時間 午前8時30分から午後8時まで
◎場所 玖珠町役場2階 202会議室

不在者投票ができる方

選挙期間中、下記に該当する方は不在者投票を行うことができます。

- ①町外に長期滞在している方
 - ②都道府県の選挙管理委員会が不在者投票に指定した病院・老人ホーム等に入院（所）している方
 - ③重度の身体障害者で、「郵便等投票証明書」を持っている方
- ※上記③の方は、自宅で郵便などにより不在者投票ができますが、請求は、選挙期日の4日前までに行う必要があります。

投票所について

投票所	会 場
森 1	森自治会館
森 2	日出生北部地区コミュニティセンター
森 3	玖珠町役場
森 4	わかくさの広場（旧片草小学校）
森 5	日出生南部地区コミュニティセンター
森 6	相の迫分校
玖 珠 1	玖珠自治会館
玖 珠 2	玖珠中学校
玖 珠 3	小田小学校
玖 珠 4	杉河内小学校
玖 珠 5	春日小学校
北山田1	北山田自治会館
北山田2	内河野公民館
北山田3	大野原公民館
北山田4	代太郎公民館
北山田5	矢野公民館
八 幡 1	八幡自治会館
八 幡 2	坂登生活改善センター
八 幡 3	山下老人クラブ憩の家
八 幡 4	古後生活改善センター

◎投票時間

の投票所の投票終了時間は、午後7時
その他の投票所の投票終了時間は、午後5時

立候補予定者事前説明会

大分県議会議員玖珠郡選挙区
▽日時 3月4日（月）午前10時～
▽場所 大分県玖珠総合庁舎 3階大会議室
▽問い合わせ先
大分県西部振興局総務部
☎0973（23）2200

玖珠町議会議員選挙
▽日時 3月26日（火）午前10時～
▽場所 くすまちメルサンホール 視聴覚室
▽問い合わせ先

玖珠町選挙管理委員会事務局 ☎(72)1111

候補者も一般の方も！！ 選挙運動期間中、次のような ことが禁止されています

◇戸別訪問

投票依頼などの選挙運動の目的で、個別に有権者の家や会社・工場などを訪問すること。

◇飲食物の提供

選挙運動に関して、湯茶及びこれに伴い日常用いられている程度の菓子及び定められた範囲内の弁当以外の飲食物を提供したり、差し入れたりすること。

◇署名運動

選挙に関して、特定の人に投票するように、又は投票しないようにすることを目的として、有権者に対して署名運動をすること。

◇気勢を張る行為

選挙運動のための自動車・自転車をつらねたり、隊列を組んで往来するなど気勢を張ること。

◇買収・供応

特定候補者の選挙運動の目的で、有権者などに対し金銭や物品を与えたり、供応接待すること。

◇人気投票の公表の禁止

公職につくべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表すること。

◇選挙後のあいさつ行為

選挙後に当選祝賀会その他の集会を開催する行為。

問 玖珠町選挙管理委員会 ☎(72)1111